土地使用貸借契約書

　貸付人及び借受人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより土地使用貸借契約を締結する。

　この契約書は、２通作成して貸付人及び借受人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を石垣市農業委員会に提出する。

令和　　　年　　　月　　　日

貸付人（以下甲という。）住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　借受人（以下乙という。)住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（信義誠実の義務）

第１条甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（使用貸借物件）

第２条　甲は、その所有する別表1に記載する

土地、その他物件（以下「使用貸借物件」という。）を、乙に無償で貸付、使用収益させるものとする。

（用途指定）

第３条　乙は、使用貸借物件を農地として使用するものとし、その用途を変更することはできない。

（契約期間）

　第４条　契約期間は、令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日までの　　　年間とする。(期間更新する時は、甲乙協議のうえ更新する)

（使用貸借物件の引渡し）

第５条　甲は使用貸借締結後、すみやかにその所在する場所において乙にその使用貸借権を引渡す物とする。

（借受人の義務）

第６条　乙は、善良な管理者の注意をもって使用貸借物件の維持管理をしなければならない。

（転　貸）

第７条　乙は、使用貸借物件を第３者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができないものとする。

（不可抗力による契約の失効）

第８条　甲乙双方の責めに帰さない理由により、本契約に定める条項の履行が不能をなったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙が本契約に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

（損失補償等の請求権の放棄）

第１０条　甲は、使用貸借物件について、作物等の損失があっても、これを乙に請求しない。

（契約費用の負担）

第１１条　本契約に要する費用は甲乙協議の上、定めるものする。

（定めのない事項等の処理）

第１２条　本契約に定めのない事項または、この契約条項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

別表１　土地、その他物件の表示

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 大字 | 小字 | 地番 | 地目  (種類) | 面積 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |